

**Pre-disclosure**  
**regarding Short-form Absorption-type Company Split**  
**(Changes)**

**(Pursuant to the Article 782 Paragraph 1 of the Companies Act of**  
**Japan, and The Ordinance for Enforcement**  
**Article 183 thereof)**

**June 30, 2026**

**Toyota Tsusho Corporation**

June 30, 2026

## Pre-disclosure regarding Short-form Absorption-type Company Split (Changes)

4-9-8 Meieki, Nakamura-ku, Nagoya-shi,  
Aichi Prefecture, 450-8575, Japan  
Toyota Tsusho Corporation  
Representative: Toshimitsu Imai,  
President & CEO

Toyota Tsusho Corporation (“Toyota Tsusho”) entered into an absorption-type company split agreement with Toyotsu Chemiplas Corporation (“Toyotsu Chemiplas”) on March 17, 2026 to transfer some of its rights and obligations with respect to its trading and sales business conducted by the Circular Economy Division’s Sustainable Materials SBU to Toyotsu Chemiplas as the transferee, with an effective date of July 1, 2026 (“Absorption-type Company Split”), and it has kept the pre-disclosure documents required by Article 782 Paragraph 1 of the Companies Act of Japan and Article 183 of the Regulations for Enforcement of the Companies Act. Due to recent changes in the disclosure particulars, pursuant to Article 183 Item 7 of the Regulations for Enforcement of the Companies Act, Toyota Tsusho now discloses the changes in the particulars as follows.

Please note that the item numbers below correspond to those in the pre-disclosure regarding Absorption-type Company Split dated March 17, 2026, and the changes are indicated by underlining.

#### 4. Details on the Transferee

##### (1) Financial statement as of the latest fiscal year of Toyotsu Chemiplas

Please refer to the Attachment 2 herewith.

The changes in the disclosure particulars have occurred as the financial statements for the fiscal year ended March 31, 2026 was approved at a Board of Directors meeting of Toyotsu Chemiplas held on June 30, 2026, resulting in changes in the financial statement for the latest fiscal year.

#### 6. Prospect on the implementation for Obligations

##### (1) Toyota Tsusho

The amounts of assets and liabilities on the balance sheet thereof were 3,587,560 million yen and 2,040,878 million yen respectively on the last day of the fiscal year (March 31, 2026). With the amount of assets exceeding the amount of the liabilities, it is expected that the amount of assets of Toyota Tsusho after the effective date of the Absorption-type Company Split will

sufficiently exceed the amount of its liabilities. Furthermore, as of the present, no events have been recognized, nor are any expected to occur, that would hinder the performance of Toyota Tsusho's obligations on or after the effective date of the Absorption-type Split. Based on the above, Toyota Tsusho is expected to be capable of performing its obligations after the effective date of the Absorption-type Split.

(2) Toyotsu Chemiplas

The amounts of assets and liabilities on the balance sheet thereof were 91,463 million yen and 62,441 million yen respectively on the last day of the fiscal year (March 31, 2026). With the amount of assets exceeding the amount of the liabilities, it is expected that the amount of assets of Toyotsu Chemiplas after the effective date of the Absorption-type Company Split will sufficiently exceed the amount of its liabilities. It is expected that the amount of assets of Toyotsu Chemiplas after the effective date of the Absorption-type Split will sufficiently exceed the amount of its liabilities. Furthermore, as of the present, no events have been recognized, nor are any expected to occur, that would hinder the performance of Toyotsu Chemiplas's obligations on or after the effective date of the Absorption-type Split. Based on the above, Toyotsu Chemiplas is expected to be capable of performing its obligations after the effective date of the Absorption-type Split.

Attachment 2

Copies of financial statement and audit report for Toyotsu Chemiplas at the last day of its fiscal year  
(Japanese only)

2025年度(第21期)

事業報告

自 令和 7年 4月 1日  
至 令和 8年 3月 31日

豊通ケミプラス株式会社

東京都港区港南二丁目3番13号

## 第 2 1 期事業報告

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度の世界経済を振り返ると、インフレ圧力の緩和や金融政策の調整を背景に、一部地域では景気回復の兆しが見られたものの、米国の政策動向、中国経済の回復の遅れ、ならびに中東情勢の緊迫化などを受け、不確実性の高い状況が継続しました。特に、イランを巡る地政学的リスクの高まりにより、化学製品の減産、エネルギー価格高騰や国際物流の乱れが継続しています。

米国経済は、堅調な雇用環境と個人消費を下支えとして内需主導の成長を維持しましたが、インフレ動向や金融政策の先行きに対する警戒感が根強く、企業の投資姿勢は慎重さを残しました。欧州経済は、個人消費が一定の底支えとなったものの、エネルギー価格の変動や地政学リスクの影響を受け、製造業を中心に回復の力強さを欠く展開となりました。

中国経済は、政府による景気下支え策のもと安定的な推移を示しましたが、不動産市場の調整や外需の減速などを背景に、内外需ともに回復にはばらつきが見られました。

こうした国際環境のもと、わが国経済は、個人消費やインバウンド需要が下支えとなり、緩やかな回復基調を維持しました。一方で、資源価格の変動、円相場の不安定さ、人手不足の継続などが企業活動における制約要因となりました。

このような経済環境の下、当事業年度の当社実績は、売上高が前事業年度を 5 億円(▲0.2%)下回る 2,765 億円でしたが、純利益は、前事業年度を 320 百万円(+5%)上回る 6,765 百万円となりました。

また、サステナブル素材事業の競争力強化およびグループ内での機能集約を目的に、親会社である豊田通商株式会社が展開する同事業の一部について、2026 年 3 月 17 日に吸収分割契約を締結しております。2026 年 7 月 1 日付で当社へ承継する予定です。本件により、ポリエステル及び合成繊維の原料樹脂や油脂化学品等の販売事業を当社に集約し、商圏拡大と事業基盤の強化を図ってまいります。なお、本件事業の売上規模は約 764 億円(2025 年 3 月期実績)となっております。

#### (2) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、地政学リスクの継続、資源・エネルギー価格の変動、国内化学産業の構造転換、ならびに人手不足や労働市場の変化など、中長期的にも大きな変化が見込

まれています。このような環境下において、当社は以下の課題に継続的に取り組んでいく必要があると認識しております。

- ・供給制約が懸念される商材について、顧客のサプライチェーンを安定的に支える体制の強化
- ・環境配慮型商材の拡充および資源循環スキームの構築を通じ、脱炭素・循環型社会の実現に貢献
- ・当社の専門性・技術力・機能を活用した付加価値提案の深化による競争優位性の確立
- ・データおよびデジタル技術を活用した最適材料・最適物流の提案による顧客課題の解決

以上の課題に対し、当事業年度において以下を実施致しました。

- ・調達ソースの多様化を進めるとともに、国内外における代替商材・代替技術の探索およびそれに伴う化審法・規制対応も包含した提案を行いました。
- ・再生樹脂やバイオ樹脂の拡販、資源循環スキーム構築に向けたパートナー企業との協業を進めるとともに、使用済みタイヤ由来カーボンブラックやCO2由来ポリオールなどの循環型商材の販売権を獲得しました。
- ・競争優位性の確立に向け、独自の検査機関（クオリティサポートセンター）による品質評価・試作支援機能の強化に加え、ネクストモビリティ分野での新規ビジネス創出に向けた技術検討を進めました。
- ・SCM機能の高度化、デジタルを活用した業務プロセス改革（DBPR）を進めるとともに、生成AIを用いた物流原価低減を推進しました。また、特許情報や技術情報を活用した営業支援の仕組みづくりにも着手しました。

当社は、これらの課題に対する取組みを継続的に推進し、「Solution Hub Company」というビジョンの実現を通じて、顧客および社会に対する価値提供を一層強化してまいります。

### （3）本部別売上推移

単位：億円

本部別売上高	2026年3月期		2025年3月期		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	比率
モビリティマテリアル本部	1,471	53.2%	1,474	53.2%	▲3	▲0.2%
ライフマテリアルソリューション本部	528	19.1%	544	19.6%	▲16	▲2.9%
ケミカルソリューション本部	660	23.9%	658	23.8%	+2	+0.3%
エレクトロニクス材料ソリューション部	106	3.8%	94	3.4%	+12	+12.8%
合計	2,765	100.0%	2,770	100.0%	▲5	▲0.2%

### （4）設備投資等の状況

当事業年度中において実施致しました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当事業年度中に取得した主要資産
  - ・ 該当ございません。
- ② 当事業年度継続中の主要設備の新設、拡充
  - ・ 既存システム（LinC、BRIDGE等）の改修投資 31,857千円
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
  - ・ 該当ございません。

(5) 資金調達の状況

親会社である豊田通商株式会社よりの借入金が前期末より2,487百万円減少しております。

(6) 財産および損益の状況の推移

区分	第18期 令和5年3月期	第19期 令和6年3月期	第20期 令和7年3月期	第21期 令和8年3月期
売上高	270,270百万円	274,174百万円	277,037百万円	276,525百万円
当期純利益	5,901百万円	6,777百万円	6,445百万円	6,765百万円
1株当たり 当期純利益	468,419.6円	537,965.8円	511,679.1円	537,034.8円
総資産	98,207百万円	98,673百万円	95,388百万円	91,462百万円

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は豊田通商株式会社で、同社は当社の株式を12,597株（出資比率100%）保有致しております。

② 重要な子会社、投資先の状況

名称	出資比率	主要な事業内容
TOYOTSU CHEMIPLAS (THAILAND)	49%	化学品全般商品等の売買および輸出入
ZEON POLYMIX (GUANGZHOU)	30%	ECO, ACM, S-SBR, IR等のゴムの生産、加工販売及び関係アフターサービス

(8) 主要な事業内容

ケミカル・プラスチック関連商品の国内売買および輸出入業

(9) 主要な営業所

名称	所在地
東京本社	東京都港区港南二丁目3番13号
大阪支店	大阪市中央区南船場四丁目3番11号
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目11番27号
浜松営業所	静岡県浜松市中央区板屋町111番地2
クオリティサポートセンター	愛知県小牧市大字入鹿出新田字新道900番地
九州営業所	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目2番5号
東北営業所	宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号

(10) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
410名	+21名

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
豊田通商株式会社	9,687百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 12,597株

(2) 株主数 1名

(3) 大株主

株主名	持株数
豊田通商株式会社	12,597株

(4) その他株式に関する重要な事項

- ・記載すべき事項はありません

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
佐藤 一範	代表取締役社長	・ TOYOTSU CHEMIPLAS (THAILAND) Co., Ltd. Director (Part time)
三村 康彦	取締役 (ケミカルソリューション本部長)	* 豊田通商株式会社より出向 ・ 磐田化学工業株式会社 非常勤監査役 ・ Wuxi Advanced Kayaku Chemical Co., Ltd. 非常勤董事
中野 禎尚	取締役 (モビリティマテリアル本部長)	* 豊田通商株式会社より出向 ・ 瑞翁化工(広州)有限公司 非常勤董事
菅沼 達宣	取締役 (ライフマテリアルソリューション本部長)	
常深 雅一	取締役(コーポレートソリューション本部長)	* 豊田通商株式会社より出向
井上 治彦	監査役	* 豊田通商株式会社より出向 ・ 豊通ペトリサイクルシステムズ株式会社 非常勤監査役
神谷 則佳	非常勤監査役	・ 豊田通商株式会社 執行幹部 本部 COO (サーキュラーエコノミー本部) ・ 株式会社ティーワイオプティクス 非常勤監査役 ・ 株式会社プラニック 非常勤取締役 ・ 豊通ペトリサイクルシステムズ株式会社 非常勤取締役 ・ P. T. SUGITY CREATIVES Commissioner (Part time)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額：内規に基づき、支給しております。

### 4. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法 362 条 4 項 6 号、416 条 1 項 1 号等）

- ・ 豊田通商グループ基本理念の精神を共有し、法令遵守および社会倫理の遵守を徹底するとともに、グループ経営に係る当社の経営上の重要事項については、必要に応じ、親会社への事前報告を実施し、了解を求める。
- ・ 子会社の損失の危険の管理に関する規程並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行

が法令及び定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則 100 条 1 項 2 号)

- ・事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署及びリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性をもった会議体で審議する。主管部署は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。
- ・内部監査部署は、リスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

(3) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 (会社法 362 条 4 項 6 号、会社法施行規則 100 条 1 項 4 号)

- ・当社制定の「企業理念」「経営方針」「行動規範」を当社内部統制システム構築の基盤とし、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ・取締役は、コンプライアンスに関する諸規程を整備し、その遵守の周知徹底を図る。
- ・財務報告の信頼性確保のため内部統制体制を整備、構築する。
- ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則 100 条 1 項 3 号)

- ・定例の取締役会を原則として 3 ヶ月に 1 回以上開催し、「取締役会規則」により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。また、取締役会で定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。
- ・効率的な職務執行のため、経営会議を適宜開催し、迅速な情報の伝達と共有を行う。
- ・日常の職務執行については、当該社内規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化し、迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図る。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 (会社法施行規則 100 条 1 項 1 号)

- ・取締役は、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を「文書規程」および「機密情報及び個人情報管理規程」等の社内規程に従って適切に保存および管理し、必要に応じて保存および管理状況の検証、規程等の見直しを行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項 (会社法施行規則

100条3項1号、2号)

- ・監査役がその職務の執行の補助者を必要とするときは、使用人(補助使用人)を設置する。
- ・補助使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定める。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則100条3項3号)

- ・取締役または使用人は、監査役に対し、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況および内部通報システム『特別通報相談窓口: Will Do, SPEAK UP』における報告・通報を受けた情報を速やかに報告する。
- ・取締役または使用人は、定期的もしくは随時に、または監査役の求めに応じ、監査役に対し、業務に関し所要の事項を報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則100条3項4号)

- ・代表取締役は、定期的および必要に応じて随時、監査役と会社運営に関する意見交換会を持ち、意思疎通を図る。
- ・監査役が取締役の業務執行状況、内部統制システムの構築・運用状況を監査するため、主要な役員会議体への出席、重要書類の閲覧、各部・拠点の調査等を行い得る体制を整備する。
- ・監査役と会計監査人および監査室ならびにコーポレートソリューション本部各部門との適切な連携が確保されるような体制を整備する。

5. 上述体制の運用状況の概要 (会社法施行規則第118条第2号)

- ・業務運営体制の維持および向上にあたっては、内部統制・法令順守強化の観点から当期は以下の活動をいたしました。なお、当期に重大なコンプライアンス違反はございませんでした。
  - 1) 年2回実施のリスクマネジメントコンプライアンス委員会にて重要規程の改訂、今期発生の重大リスク案件の要因・対策及び各本部毎に設定した重点リスクテーマの進捗報告を実施しました。
  - 2) 全社的に業務フローの作成、業務改善を行いました。
  - 3) 前期に引き続き全社リスク主管部署であるコーポレートソリューション本部内の社内監査をITデジタルソリューション部を対象に実施し、改善を行っております。
  - 4) メンタル不全・ハラスメント・不正への牽制目的でケアステーションを立上・運営致しております。
  - 5) BCPの観点から前期につづきコーポレートソリューション本部内において救命技能認定講習を実施。AEDの利用方法を啓蒙し、防災対策の強化を図っております。

6. 親会社等との間の取引に関する事項（会社法施行規則第 118 条第 5 号）

（1）当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

- ・当社は、親会社等のグループ会社と営業取引を行う場合には、取引条件等の内容を合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

（2）当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

- ・当社は、親会社からの独立性確保も踏まえ、事前に取り締役会等多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

7. 会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

- ・ P w C Japan 有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ・ 20,427 千円

（3）会計監査人の報酬等に監査役が同意した理由

- ・ 監査役は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

（4）会計監査人の解約又は不再任の決定の方針

- ・ 監査役は、会計監査人である監査法人の能力、信頼性その他の会計監査人としての適格性を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、該当会計監査人の解任又は当該会計監査人を再任しないことを株主総会の会議目的とすることと致します。

また、監査役は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる状況にあり、かつ、改善の見込みがないと判断した時は、当該会計監査人を解任（監査役が 2 人以上ある場合にあつては、監査役の全員の同意によって解任）致します。当該解任をしたときは、監査役（監査役が 2 人以上ある場合にあつては、監査役の互選によって定めた監査役）は、解任後最初に召集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告致します。

以 上

2025年度(第21期)  
計 算 書 類

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

豊 通 ケ ミ プ ラ ス 株 式 会 社

東 京 都 港 区 港 南 二 丁 目 3 番 1 3 号

貸 借 対 照 表  
令和 8 年 3 月 31 日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>〔流動資産〕</b>	<b>〔 86,978,701 〕</b>	<b>〔流動負債〕</b>	<b>〔 61,661,054 〕</b>
現金及び預金	697,558	支払手形	68,230
受取手形	240,980	電子記録債務	1,265,305
電子記録債権	10,762,007	買掛金	43,946,997
売掛金	60,345,633	短期借入金	9,686,966
商品	13,671,256	リース債務	1,920
未収入金	271,800	未払金	3,153,515
前払費用	60,868	未払費用	897
未収消費税等	930,898	未払法人税等	1,726,333
貸倒引当金	△2,298	未払事業所税	11,000
		前受金	501,544
		前受収益	31,873
		預り金	30,189
<b>〔固定資産〕</b>	<b>〔 4,484,261 〕</b>	預り保証金	141,637
<b>有形固定資産</b>	<b>( 43,895 )</b>	賞与引当金	895,372
建物附属設備	9,972	役員賞与引当金	15,200
構築物	0	デリバティブ負債	184,076
機械装置	12,888		
車両運搬具	617	<b>〔固定負債〕</b>	<b>〔 779,741 〕</b>
器具備品	13,801	退職給付引当金	765,266
リース資産	6,618	役員退職慰労引当金	5,700
<b>無形固定資産</b>	<b>( 470,611 )</b>	リース債務	4,698
ソフトウェア	470,611	繰延税金負債	4,077
電話加入権	0	<b>負債合計</b>	<b>62,440,794</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>( 3,969,754 )</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	3,340,826	<b>〔株主資本〕</b>	<b>〔 27,287,887 〕</b>
関係会社株式	375,124	<b>資本金</b>	<b>( 670,000 )</b>
関係会社出資金	229,319	<b>資本剰余金</b>	<b>( 2,150,000 )</b>
出資金	60	資本準備金	1,150,000
その他	24,425	その他資本剰余金	1,000,000
		<b>利益剰余金</b>	<b>( 24,467,887 )</b>
		利益準備金	42,985
		別途積立金	400,000
		繰越利益剰余金	24,024,902
		<b>〔評価・換算差額等〕</b>	<b>〔 1,734,280 〕</b>
		その他有価証券評価差額金	1,790,395
		繰延ヘッジ損益	△56,115
		<b>純資産合計</b>	<b>29,022,167</b>
<b>資産合計</b>	<b>91,462,962</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>91,462,962</b>

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

損 益 計 算 書

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

(単位:千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		276,525,241
売 上 原 価		259,457,786
売 上 総 利 益		17,067,455
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,229,032
営 業 利 益		9,838,423
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
受 取 配 当 金	280,819	
そ の 他	17,270	298,097
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	303,173	
為 替 差 損	103,822	
そ の 他	10,231	417,226
経 常 利 益		9,719,294
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		9,719,294
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,969,735	
法 人 税 等 調 整 額	△15,468	2,954,266
当 期 純 利 益		6,765,027

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 7年 4月 1日  
至 令和 8年 3月31日

(単位:千円)

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利益準備金	利 益 剰 余 金		株主 資本 合計	その他有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等合 計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金						利益 剰余金合計
当期首残高	670,000	1,150,000	1,000,000	2,150,000	42,985	400,000	24,833,811	25,276,796	28,096,796	1,412,707	17,615	1,430,322	29,527,118
当期変動額													
剰余金の配当							△7,573,936	△7,573,936	△7,573,936				△7,573,936
当期純利益							6,765,027	6,765,027	6,765,027				6,765,027
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										377,688	△73,730	303,958	303,958
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△808,909	△808,909	△808,909	377,688	△73,730	303,958	△504,951
当期末残高	670,000	1,150,000	1,000,000	2,150,000	42,985	400,000	24,024,902	24,467,887	27,287,887	1,790,395	△56,115	1,734,280	29,022,167

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券	市場価格のない株式等以外のもの
	決算日の市場価格等に基づく時価法
	(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に基づき算定)

市場価格のない株式等	移動平均法に基づく原価法
------------	--------------

##### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### ③棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法(輸出入商品については個別法)に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産 定率法

(リース資産を除く)

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

##### ②無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備える為、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備える為、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

##### ③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備える為、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

##### ④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
発生年度に全額を費用処理しております。

##### ⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備える為、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 重要な収益の計上基準

##### ① 収益の認識及び測定の基礎

下記5ステップアプローチに基づき、収益を測定し認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

##### ② 収益の認識時点

上記の5ステップアプローチに基づき契約の履行義務を充足した時点で収益を認識いたします。

当社では、モビリティマテリアル本部にて・ポリカーボネート・熱可塑性ポリウレタン・ナイロン、ライフマテリアルソリューション本部にて・ポリエチレン樹脂・ABS樹脂・PETフィルム、ケミカルソリューション本部にて・添加剤・ペレスタット・DYESTUFF(染料)、エレクトロニクス材料部にて・ポリ酸化アルミニウム・添加剤・カーボンブラックの販売を行っております。このような商品の販売については、商品の支配が顧客に移転した一時点において契約の履行義務を充足しております。すなわち、顧客との契約により指定された引き渡し場所において引き渡した時点もしくは検取された時点で、当社が商品に対する支払を受ける権利が発生し、また、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値が移転した時点で収益を認識しております。

##### ③ 収益の総額表示と純額表示

商品の販売において、当社が主たる事業者として取引を行っている場合は収益を総額で、代理人として取引を行っている場合は収益を純額で表示しております。主たる当事者か代理人かの判定に際しては、下記3つの指標に基づき総合的に判断しております。

- ・顧客の注文の前後、出荷中または返品時に当社が在庫リスクを保有するかどうか
- ・他の当事者の財の価値の設定における自由が当社にあるかどうか、また当社が当該財から受け取ることのできる便益が制限されているかどうか
- ・当社が契約の履行に主たる責任を有しているかどうか

#### (5) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、期末日の為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。

#### (6) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

ヘッジ手段は為替予約取引、対象は外貨建金銭債権債務です。

(7) グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方税並びに税効果の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下、「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(退職給付引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

	当 事 業 年 度
退職給付費用	79,044
退職給付引当金	765,266

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

退職給付費用及び退職給付引当金は、保険数理計算で設定される仮定や前提条件(以下、「仮定等」という。)に基づいて算出されております。これらの仮定等には、割引率、昇給率、一時金選択率、退職率、死亡率及び年金資産の長期期待運用収益率等が含まれます。当社の退職給付制度においては、割引率は国内社債の利回りに基づき、また、長期期待運用収益率については年金資産の過去の運用実績等に基づいて決定しております。当社は、数理計算上の差異及び過去勤務費用を発生年度に全額を費用処理しているため、退職給付債務や年金資産の実績値が仮定等に基づく計算結果と異なる場合又は仮定等が変更された場合、翌事業年度の損益に影響を及ぼします。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額

354,277千円

(2)関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権 7,665,933千円  
短期金銭債務 12,238,651千円

## 4. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

①営業取引による取引高

売上高 23,828,996千円  
仕入高 31,571,373千円  
販売費及び一般管理費 1,192,588千円

②営業取引以外による取引高

支払利息 156,309千円  
受取配当金 185,016千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	12,597株	一株	一株	12,597株

(2)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

令和7年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 7,573,936千円  
・1株当たり配当金額 601,249.18円  
・基準日 令和7年3月31日  
・効力発生日 令和7年6月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

令和8年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 7,573,806千円  
・1株当たり配当金額 601,238.86円  
・基準日 令和8年3月31日  
・効力発生日 令和8年7月1日

## 6. 税効果に関する注記

### (1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額等であります。

### (2)法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」

(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

### (3)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立し、令和8年4月1日以後開始する事業年度より

「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。当該変更による計算書類への影響は軽微であります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
親会社	豊田通商株式会社	被所有 直接100%	商品の購入(注1)	26,552,703千円	買掛金	1,325,048千円
			商品の販売(注3)	18,499,252千円	売掛金	6,329,416千円
			資金調達	借入108,753,716千円 返済109,450,078千円 利息の支払156,309千円	借入金	9,686,966千円
			グループ通算に伴う納税額	2,061,197千円	未払金	915,714千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)商品の購入については、豊田通商以外からも複数の見積もりを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めてはおりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

### 2. 関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
関連会社	TOYOTSU CHEMPLAS (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接49%	商品の販売(注1)	5,329,744千円	売掛金	1,241,138千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めてはおりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 3. 兄弟会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
兄弟会社	TOYOTA TSUSHO AMERICA INC.	なし	商品の販売(注1)	6,025,103千円	売掛金	1,329,538千円
兄弟会社	TOYOTA TSUSHO (THAILAND) COMPANY LIMITED	なし	商品の販売(注1)	5,508,532千円	売掛金	1,198,314千円
兄弟会社	TOYOTA TSUSHO VIETNAM COMPANY LIMITED	なし	商品の販売(注1)	5,436,341千円	売掛金	1,329,538千円
兄弟会社	TOYOTA TSUSHO (SHANGHAI) CO., LTD.	なし	商品の販売(注1)	5,178,964千円	売掛金	2,052,920千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めてはおりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、親会社である豊田通商からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引管理規程に沿ってリスク低減を図っております。又、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期借入金の用途は運転資金です。

デリバティブ取引はデリバティブ管理規程に従い、実需の範囲で行う事としております。

### 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額及び差額については次の通りであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	3,017,620千円	3,017,620千円	-
デリバティブ負債	184,076千円	184,076千円	-

### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 受取手形、電子記録債権、売掛金、未収入金、未収消費税等、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、未払事業所税、預り金、預かり保証金  
これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(2) リース債務については総資産に占める金額の重要性が乏しいため記載を省略しております。

(3) 投資有価証券  
これらの時価については、株式の取引所の価格によっております。

(4) デリバティブ取引  
デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	期末残高
非上場株式	698,330千円
出資金	229,379千円

## 9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 重要な収益の計上基準」に記載のとおりです。

## 10. 一株当たり情報の注記

1株当たり純資産額 2,303,895円14銭  
1株当たり当期純利益 537,034円80銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、2026年7月1日を効力発生日として、親会社である豊田通商株式会社のサステナブル素材事業の一部を当社が承継する会社分割(以下、「本会社分割」という。)を決議いたしました。

### (1) 会社分割の目的

当社は、合成樹脂や添加剤等の各種化学品及び自動車資材の国内販売・輸出入並びに三国間取引事業を営んでおります。本会社分割により、親会社がサキュラー・エコノミー本部サステナブル素材SBUにおいて展開する以下製品に係る販売事業(親会社の関係会社向け取引を除く。)を当社に移管・集約し、商圏の拡大を図るものです。

(製品)

- ・ポリエステル及び合成繊維の原料樹脂
- ・油脂化学品、界面活性剤及び洗剤を主用途とする化学製品

### (2) 本会社分割の要旨

#### ① 本会社分割の日程

吸収分割承認取締役会	2026年2月26日
吸収分割契約締結日	2026年3月17日
効力発生日	2026年7月1日

(注1) 本会社分割は、親会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割、当社においては同法第796条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、それぞれ株主総会の承認を経ずに実施されます。

② 本会社分割の方式  
豊田通商株式会社を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割です。

③ 本会社分割に係る割当ての内容  
本会社分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付はありません。

#### ④ 当社が承継する権利義務

当社は、本会社分割の効力発生日において、本件事業に係る資産、債務、契約上の地位その他の権利義務のうち、吸収分割契約書に定めるものを承継します。

⑤債務履行の見込み

本会社分割後において、当社の債務履行に支障はないものと判断しております。

(3)分割する事業部門の概要

①事業内容

親会社がサーキュラーエコノミー本部サステナブル素材SBUにおいて展開する、以下製品に係る販売事業(親会社の関係会社向け取引を除く。)です。

(製品)

- ・ポリエステル及び合成繊維の原料樹脂
- ・油脂化学品、界面活性剤及び洗剤を主用途とする化学製品

②当該事業の経営成績(2025年3月期)

	分割する事業の実績
売上高	76,489百万円

③承継する資産及び負債

本会社分割において承継する資産及び負債はありません。

(4)分割後の状況

本会社分割による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

# 監査報告書

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行と計算書類及びその附属明細書を監査致しました。その方法及び結果につき以下の通り報告致します。

## 1. 監査の方法及びその内容

私は、当事業年度の監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。

- 1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人並びに会計監査人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- 2) 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制）の整備に関する取締役会決議の相当性を検討するとともに、その構築及び運用状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- 3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年6月1日

豊通ケミプラス株式会社

常勤監査役

井上 治彦

井上 治彦



監査役

神谷 則佳

神谷 則佳



# 独立監査人の監査報告書

令和8年5月29日

豊通ケミプラス株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

五代 英紀

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、豊通ケミプラス株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の実務は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査役の実務

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上